

忍野村一般廃棄物処理基本計画

概要版

令和4年3月
忍 野 村

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 対象区域及び廃棄物の範囲.....	3
第5節 計画の進行管理	4
第2章 ごみ処理基本計画	5
第1節 ごみ処理基本計画の基本的事項.....	5
(1) 基本理念	5
(2) 基本方針	5
第2節 基本目標	6
(1) 基本目標	6
(2) 本村の目標設定	7
第3節 目標達成のための施策	8
(1) 施策体系	8
(2) プラスチックごみ削減の推進	9
(3) 食品ロス削減の推進	11
第3章 生活排水処理基本計画	13
第1節 生活排水処理基本計画の基本的事項	13
(1) 基本理念	13
(2) 基本方針	13
(3) 目標年次	14
第2節 基本目標	14
(1) 生活排水処理の目標	14

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

忍野村（以下「本村」とします。）の一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」とします。）は、平成24年3月に策定され、平成29年3月に見直しを行い、令和3年度で満了となります。

その間、国際的にあらたな変化があり、持続可能な世界を目指し、平成27年（2015）9月に「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」を核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連において採択される等、SDGsの掲げる目標達成に向けた取組を推進することが求められています。

国においては、SDGsの考え方も活用しながら、分野横断的な6つの「重点戦略」を設定した「第五次環境基本計画」が平成30年（2018）4月に閣議決定がなされ、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術等あらゆる観点からの創出、経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来に渡って質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。その2ヶ月後の6月には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会形成に向けた、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化」、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」、「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進」、「循環分野における基盤整備」の7つの中長期的な方向性が示されています。

また、世界的に大きな問題となっている海洋プラスチック汚染について、今後の日本のビジョンを示すために、令和3年（2021）3月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案」が閣議決定され、「プラスチック使用製品設計指針」、「特定プラスチック使用製品の使用の合理化」、「市町村の分別収集、再商品化」、「製造・販売事業者等による自主回収及び再資源化」、「排出事業者の排出抑制及び再資源化等」について定められています。

更に、SDGsの目標において、食糧廃棄の減少が言及される等、その削減が国際的にも重要な課題となっており、国においても食品ロスの削減を推進するため、令和元年5月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」を制定し、食品ロスの削減を「国民運動」と位置付けました。

このような社会状況に加え、本計画が満了を迎えることから、設定した目標達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみの現状を踏まえた排出量・処理量の将来予測等、循環型社会の実現に向けて本計画を策定します。

また、廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処理の推進等の廃棄物対策を総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に定める国の「廃棄物の減量その他その適正な処理

に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）を踏まえて策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画の位置づけを以下に示します。

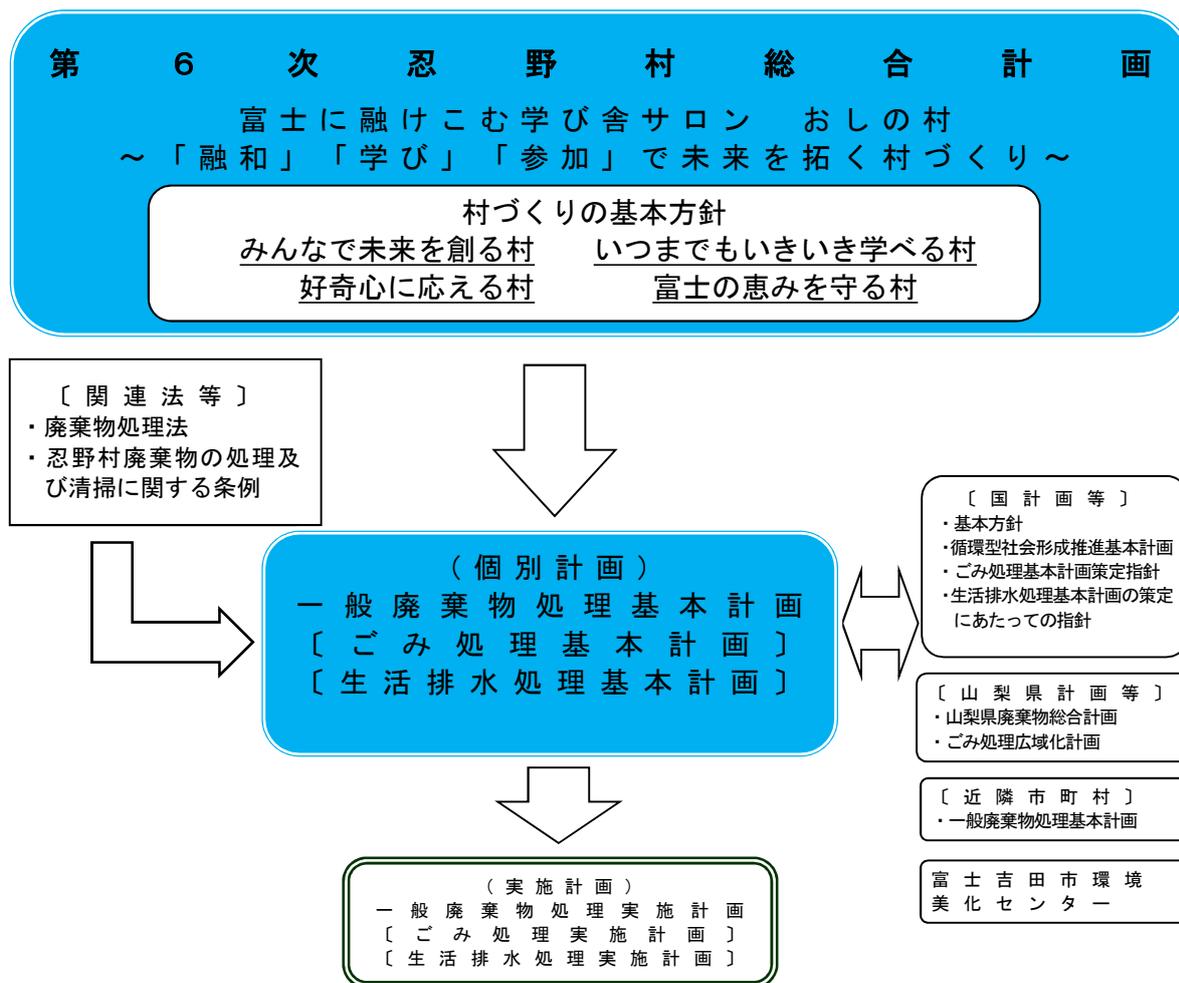


図1 本計画の位置付け

第3節 計画の期間

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、10年後の令和13年度までを計画期間とします。さらに、計画の進捗状況を把握し、計画の見直しを適切に行っていくため、中間目標年度として令和8年度を設定します。

一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年ごとに改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には、本計画で掲げた数値目標や施策等についての達成度や各々の取組の進捗状況を踏まえ見直しを行います。

また、計画を推進していくため、適宜各々の状況を把握するとともに、その効果等についても定期的に検証し、必要に応じた新たな対応を講じていくものとします。



図2 計画目標年度

第4節 対象区域及び廃棄物の範囲

対象区域は、本村の区域全域とし、廃棄物の範囲は次のとおり示します。

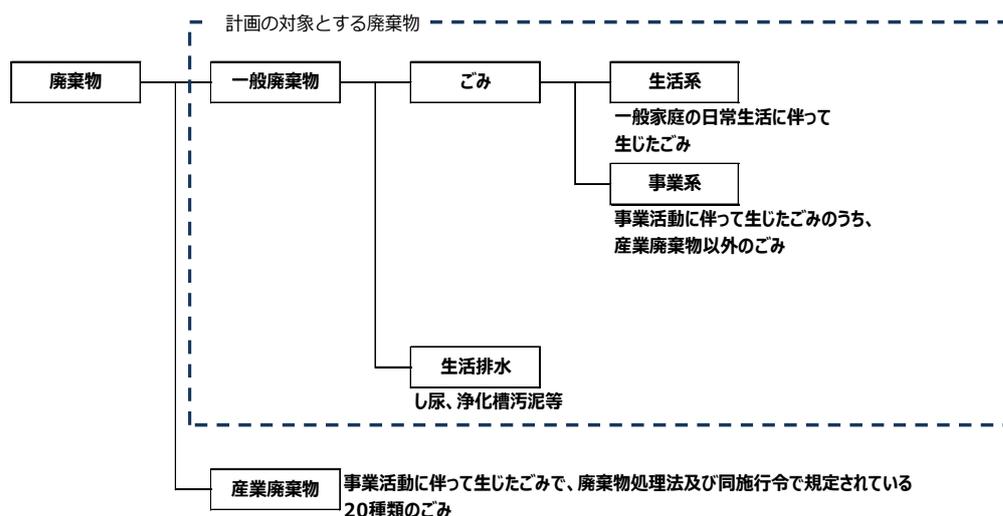


図3 対象廃棄物の範囲

第5節 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくためには、計画の適切な進行管理を行う必要があり、進捗状況や成果を点検・評価し、更にそれを次の取組に反映させる仕組みが重要です。

そこで、本計画の進行管理は、環境マネジメントシステムの考え方にに基づき、『計画：Plan』、『実行：Do』、『点検・評価：Check』、『見直し：Action』という手順によるPDCAサイクルを用い、これらを繰り返し行っていくことで計画の進捗状況を把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図ります。

このサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、点検・評価の結果や社会情勢の変化、本村の環境に大きな変化が生じた場合は、関係機関と協議の上、計画全体の見直しも行います。

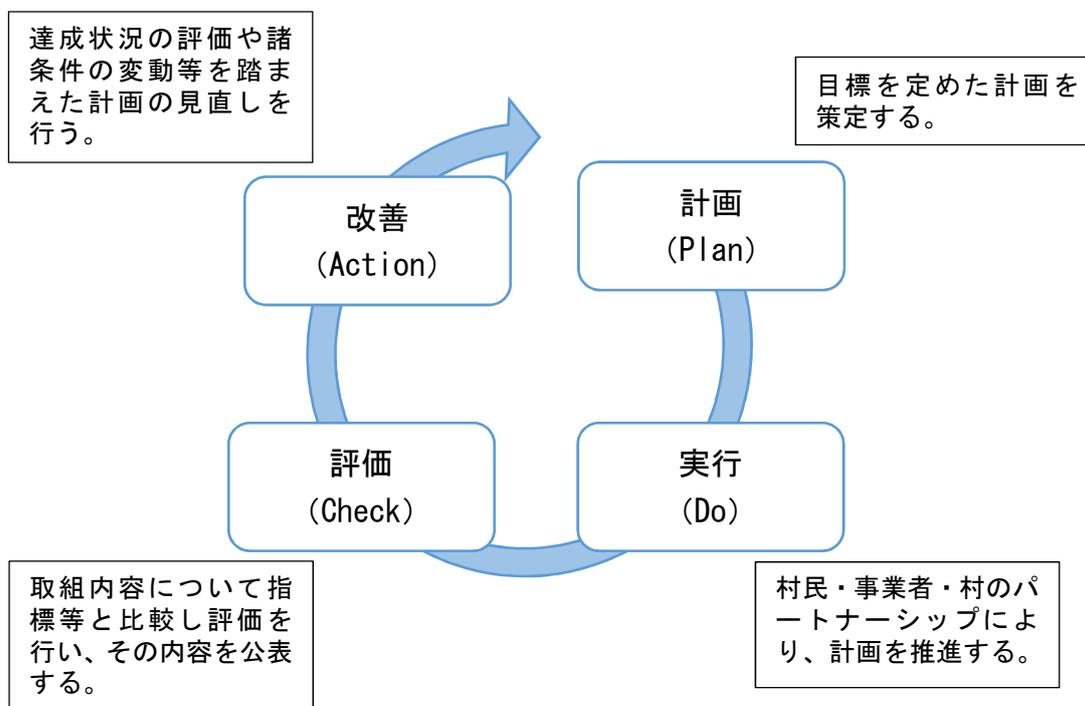


図4 PDCA サイクル

第2章 ごみ処理基本計画

第1節 ごみ処理基本計画の基本的事項

(1) 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

循環型社会の形成

(2) 基本方針

基本理念に基づく循環型社会の形成の確立を目指すため、以下に示す事項を基本方針とします。

【基本方針】

村民・事業者・村 3者の役割分担と相互協力の強化



～家庭系ごみの排出抑制・資源化～

～事業系ごみの排出抑制・資源化～

～環境に配慮した適正なごみ処理体制の整備～

村民・事業者・村のそれぞれが問題解決への役割を担い、相互協力を行い、連携をより一層強化していくことにより、ごみのリサイクルシステムを構築していきます。

第2節 基本目標

(1) 基本目標

私たちの暮らしの中で毎日出される「ごみ」は、生活環境の保全と公衆衛生の向上のため、分別収集・焼却処理等により安全かつ安定的に処理されていますが、一方で、ごみ処理量の増加、施設の維持管理や老朽化等から、更なるごみの減量とリサイクルの推進が重要となっています。

このような状況・課題を踏まえ、「循環型社会の形成」を目指し、村民・事業者・村がそれぞれ役割を担い、ともに協力しあうことにより、忍野村の基本目標を以下に示すとおり、【100年後も誇れる自然環境の継承】とします。

《基本目標》

【100年後も誇れる自然環境の継承】

村民は

できることから始めることで、ごみを減らしてリサイクル！
日々の生活から未来につながる資源循環社会を目指します。

事業者は

事業活動に伴うごみの減量・リサイクルは事業者の責務。
排出者責任の再認識と資源循環を意識した事業展開により、未来につながる資源循環社会を目指します。

村は

創意工夫をこらして、村民・事業者・村をリサイクルの環でつなぎ、環境への配慮と事業効率の向上により、未来につながる全員参加型の資源循環社会を実現します。

(2) 本村の目標設定

本村の目標設定にあたっては、循環型社会の形成を達成するため国・県の目標指標を考慮し設定します。

国・県の目標年度は令和7年度です。各項目の変化率等を整理して、本村の中間目標年度、目標年度の数値を設定しました。

ごみ排出量を令和8年度（中間目標年度）に3,777 t、令和13年度（目標年度）に3,432 tに減量します。

リサイクル率を令和8年度（中間目標年度）に9.1ポイント、令和13年度（目標年度）に14.8ポイント増加します。

最終処分量を令和8年度（中間目標年度）に257 t、令和13年度（目標年度）に226 tに減量します。

項目	推計値			国・県目標指標		
	基準年度 平成30年度	目標年度 令和7年度	増減量	増減	目標年度 令和7年度	1年ごとの変化率
排出量 (t)	4,321	4,005	△316	△11%	3,846	△1.6%
再生利用率 (%) (リサイクル率)	18.8%	20.1%	1.3ポイント	8.0ポイント増	26.8%	1.14ポイント
最終処分量 (t)	318	346	28	△16.7%	265	△2.4%
最終処分率 (%)	7.4%	8.6%	1.2ポイント	—	6.9%	—

項目	忍野村目標	
	中間目標年度 令和8年度	目標年度 令和13年度
排出量 (t)	3,777	3,432
再生利用率 (%) (リサイクル率)	27.9%	33.6%
最終処分量 (t)	257	226
最終処分率 (%)	6.8%	6.6%

第3節 目標達成のための施策

(1) 施策体系

目標達成のため、施策体系を以下に示します。

<p>リフューズ (Refuse) 発生回避：断る</p> <p>◎いらないものは、断りましょう。 マイバックを持参して、不要となるレジ袋や、持ち帰ってもごみになるだけの過剰な包装は断りましょう。</p>	<p>リデュース (Reduce) 排出抑制：減らす</p> <p>◎ごみの量を減らしましょう。 調理方法を工夫して調理くずを減らしたり、生ごみの水切りをするだけでもずいぶん減量できます。また日用品は、最後まで使い切り、使い捨ての商品は避け、詰め替え商品を利用しましょう。</p>
<p>リユース (Reuse) 再利用：再使用する</p> <p>◎繰り返し使いましょう。 返却・再使用できるリターナブル容器入り商品を選びましょう。また不要になったものは、人に譲ったり、フリーマーケット等を積極的に利用しましょう。</p>	<p>リサイクル (Recycle) 再資源化：再生利用する</p> <p>◎再生資源に戻しましょう。 再生できるもの（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック、古着、生きびん、雑びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、発泡スチロール、白色トレイ等）は資源回収にまわしてリサイクルしましょう。</p>
<p>環境美化・環境保全</p> <p>村民</p> <ul style="list-style-type: none">●環境美化活動に参加しましょう。 <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none">●環境保全を進めている事業者間のネットワークへ参加しましょう●「廃棄物処理法」他、環境関係法令を遵守しましょう。 <p>行政</p> <ul style="list-style-type: none">●環境美化を推進します。●不法投棄防止の啓発を行います。	

(2) プラスチックごみ削減の推進

現在、プラスチックごみが河川等から海へと流れ込み、海の生態系に甚大な影響を与えています。国においては、令和元年に「2030年までに使い捨てプラスチック排出量を25%削減する」との目標を掲げた「プラスチック資源循環戦略」及びプラスチックごみの海への流出を防ぎ、新たな汚染を生み出さないことに焦点を当てた「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を策定し、国策としての取組が進められています。県においても、プラスチックごみ等の発生抑制対策を効果的に推進するため、「山梨県プラスチックごみ等発生抑制計画」を策定し、環境教育・普及啓発を図っています。海洋プラスチックごみ問題が国内外において関心が高まる中、解決に向けた第一歩として、令和2年7月からのレジ袋の有料化が導入しました。本村では、マイバックやマイボトルの使用を推奨する等、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルの変革を促す取組を進めていきます。

【村民が行うこと】

◆簡易包装・レジ袋削減

○簡易包装を積極的に利用、またレジ袋使用を控えます。

◆プラスチック容器包装類を使わない（購入しない）ライフスタイルの意識啓発

○環境に配慮したライフスタイルを心がけます。

◆外出時（レジャー等）のごみの持ち帰り

【事業者が行うこと】

◆簡易包装・レジ袋削減の対応

○簡易包装やレジ袋削減の更なる推進

◆適正処理

○事業系ごみの適正処理に向け、プラスチック包装類を分別し、産業廃棄物として処理します。プラスチックの処理に際しては、資源化可能な処理方法を選択するよう努めます。

【行政が行うこと】

◆ごみ処理手数料の検討

○有料化により、プラスチックごみ減量への動機づけを図ると共に、排出量に応じた費用負担により、公平な受益者負担を図ります。

◆排出機会（収集回数）の拡充

◆簡易包装、レジ袋削減の推進のための協議の場の設置

○村民、事業者、行政の3社によるコミュニケーションを深め、簡易包装や店頭回収、レジ袋削減等、ごみ減量・資源化につながるさらなる施策について検討します。

○現在実施中の主な取組

忍野村家庭ゴミ分別ガイドブックに海洋プラスチック問題を村民へ向けて発信し、プラスチックごみ削減の普及啓発を行っています。

忍野村の ゴミ(今)
海洋プラスチックが 引き起こす問題
可燃物 (もやせるもの)
不燃物 (もえないもの)
有害物
ゴミステーション に出せないゴミ
粗大ゴミ
家電リサイクル法
小型家電 リサイクル法
木くずの リサイクル
生ゴミ処理費 負担補助金
50食料 ゴミの出し方



ポイ捨てや屋外に放置されたゴミは雨や風によって河川に入り、海に流れ出ます。その結果、海やそこで暮らす生き物に大きな被害が出ています。村内を流れる桂川は相模川の上流で、最終的に相模湾にたどり着くため忍野村も海のゴミ問題と大いに関係があるのです。

❗ 海には大量のゴミが溜まっている

今、日本をはじめ世界の海岸には多くのゴミが漂着しています。なかでも多いのがプラスチックゴミです。海外から流れてくるもの、河川から流れてくるもの、その由来は様々ですが、「海洋プラスチック問題」として国際的な環境問題になっています。また、海岸だけでなく、海中にも放置された網やカゴなどの漁具などが海中に放置され、海で暮らす生物の命を脅かしています。



海岸に漂着したプラスチックゴミ

❗ 海洋プラスチックは世界で年間800万トン

推計では、すでに世界には1億5,000万トンのプラスチックが海に存在しており、さらに年間800万トンも流入しているとされています。このペースが続けば、2050年には海にいる魚類の重量より、プラスチックの方が重たくなると言われています。つまり、魚よりもプラスチックの方が多くなり、海となる可能性が非常に高いです。



❗ 「マイクロプラスチック」がもたらす脅威

特に深刻な問題となっているのが「マイクロプラスチック」です。海に流れ出したプラスチックゴミは波にもまれたり紫外線を浴び続けたりすることで細かく砕かれていきます。その大きさは5mm以下となり、海を漂いつづけます。プラスチックは自然に分解されないため、そのまま海に残り続けます。近年の調査では魚や海鳥がマイクロプラスチックを食べてしまい、体内からプラスチックが大量に見つかっている例が増えています。

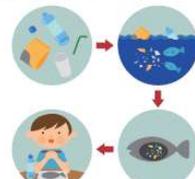


マイクロプラスチックの元となるゴミ

鳥類 (NOAA (アメリカ海洋大気局))
海鳥の死骸。胃の中にプラスチック類やライターなどが入っている。

❗ 食物連鎖によって人の体内にも蓄積

海で漁獲された魚は、やがて食卓に並びます。その魚がマイクロプラスチックを食べていれば、魚を食べる人の体内にも入ってしまいます。WWF (世界自然保護基金) は「1週間に1人平均5gのプラスチックを体にとり入れているとみられる」とのレポートを発表しています。マイクロプラスチックは海中を浮遊する際、有害物質[※]を吸着する性質があることがわかっており、私たちの体内にすでに蓄積されている可能性は否定できません。



※有害物質は持久性有機物質 (POPs) と呼ばれるもので、主にPCB、ダイオキシン、DDTなどを指す。

STOP できるだけ使わない、正しく捨てること

海に流れてしまったマイクロプラスチックを回収することは、ほぼ不可能といえます。しかし、今の時点でプラスチックをまったく使わない生活を送ることは現実的に困難です。私たちにできることは、使用するプラスチックを必要最低限にすること。レジ袋の使用を止め、マイバックで買い物するようにしましょう。そして、ゴミを正しく分別して捨てることです。ポイ捨ては言語道断です。



(3) 食品ロス削減の推進

まだ食べることができる食品が、生産から消費等に至る段階において日常的に廃棄されることで大量の食品ロスが発生しています。食品ロスについては、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元年に策定された食品リサイクル法に基づく基本方針等において、食品ロスを令和12年（2030年度）までに平成12年度（2000年度）の半減とする目標が設定されています。また、令和元年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律が施行し、食品ロスが真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。本村においても、村民や飲食店をはじめとする事業者等と協働し、積極的に取り組みます。

【村民・事業者が行うこと】

◆食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切りの推進

◆生ごみの堆肥化

◆3010 運動の推進

○宴会時の乾杯後の30分間と終了前10分間は自席について料理を楽しむことにより食べ残しによる食品ロスを減らす運動を推進します。

【村民が行うこと】

◆商品の手前取り

◆消費・消費期限の理解

○賞味期限はおいしく食べられる期限であり、期限を過ぎても食べられるという賞味期限と消費期限の違いを理解し、ごみ減量行動につなげます。

◆食品ロス日記等の調査

○家庭で廃棄する手付かずの食品や食べ残しを調査します。

◆冷蔵庫整理の促進

○定期的に冷蔵庫を整理し、適切な保存と食材を使い切ります。また、使う分だけ買います。

◆食材保存方法の工夫

○肉や魚、野菜の保存方法を工夫し、食材を長持ちさせ、食材を使い切ります。

【事業者が行うこと】

◆少量販売（ばら売り）

○多様なライフスタイルに対応した少量販売を推進します。

◆売り切り、販売期限が近い商品の販促

◆表示見直し

○賞味期限の年月日表示から年月表示への変更を検討します。

【行政が行うこと】

◆啓発・情報発信

○村民へは、食材の使い切り、食べ切り、生ごみの水切りの推進や生ごみの堆肥化等食品ロス削減に向け具体的な取組ができるように啓発します。また、事業者へはごみ減量だけではなく、経済性や取組のメリットも情報発信するとともに、村民が事業者の取組を支援できるような仕組みづくりを行います。

◆実態把握

○ごみの排出状況を知るためにも、家庭ごみの袋調査等、細分別調査を実施します。

○現在実施中の主な取組

忍野村家庭ゴミ分別ガイドブックに食品ロス問題を村民へ向けて発信し、食品ロスの普及啓発を行っています。

**村民全員で解決する、
ゴミの課題** / **なくそう!食品ロス**

食品ロスとは
食べ残しや、安売りなどで大量に買ったが食べきれなかった食品(手つかず食品)、野菜の皮を厚くむき過ぎたものなど(過剰除去)といった、本来食べられるのに廃棄される食品のことです。

食品ロスは日本人1人あたり66,300円
日本の食品廃棄物等^{※1}は年間2,759万トン、食品ロスの量は年間643万トン^{※2}と推計されており、日本の人口1人当たりの食品ロス量は年間約51kgです。これをオニギリ(1個100g、130円相当)に換算すると510個分、なんと66,300円にもなります。

※1：飼料等として畜産で取引されるものや、排水等により減量した分を含む
※2：平成28年度推計（農林水産省・環境省）

食品ロスを減らすために家庭でできること

- 冷蔵庫や食品庫にある食材を確認する
買物をした後に、冷蔵庫に向い食材があったことはありませんか？
- 必要な分だけ買って、食べきる
特売日にまとめ買いをしたけれど、使わずに期限が過ぎて捨てるのは食料もお金もムダになります。
- 買物の際、すぐ使う食品は櫃の手前から取る
期限が短かったり、切れてしまうと、お店で返品・廃棄となり食品ロスが起きてしまいます。

なんと
年間510個分
66,300円

第3章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理基本計画の基本的事項

(1) 基本理念

本村は、桂川をはじめとする3本の一級河川、2本の準用河川が流れる他、霊峰富士より湧き出る8つ湧水池「忍野八海」を有し、その豊かな水環境により出された景観は、観光地である本村の重要な観光資源となっています。

また、忍野八海は国の天然記念物に指定されており、河川の美化推進・水質浄化、忍野八海の保全是、本村にとって重要課題となっています。

生活排水処理を積極的に推進していくことは、水環境の保全と公衆衛生の確保を図るうえで重要なことです。その対策の必要性和緊急性は、社会的に深く認識されるようになってきています。こうした状況の中において、村民・事業者・行政が協働して環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会の形成と、し尿や浄化槽汚泥の安定的な収集・処理を将来にわたって確保し、快適な生活環境と水環境を得ることを目標とします。

(2) 基本方針

基本理念に基づき、快適な生活環境と水環境を得るために、以下に示す事項を基本方針とします。

1) 下水道整備の促進

本村では、流域関連公共下水道事業が引き続き進められており、これらの事業計画に則り下水道事業を推進していきます。

また、生活排水処理率の向上を目指し、下水道処理区域内の村民に対し、下水道への早期接続を促していきます。

2) 下水道整備区域外への対応

○下水道事業認可区域を除く全区域については、合併処理浄化槽設置整備事業を推進していきます。

○分散して立地している家屋については、各戸合併処理浄化槽での処理を指導していきます。

○単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活環境の保全及び公衆衛生の向上のため、合併処理浄化槽への転換を指導していきます。

○住宅開発等が今後行われる際には、合併処理浄化槽の整備を指導していきます。

3) 生活雑排水処理の推進

生活雑排水による汚泥負荷の軽減を図るため、環境負荷の少ない洗剤の利用を促進し、廃食用油等を排水口へ廃棄しない等家庭内での適正処理について指導・啓発を行います。

(3) 目標年次

生活排水処理基本計画（以降、本計画とします。）の期間は、令和4年度を初年度とした10年間とし、令和13年度を計画目標年度とします。

中間目標年次は生活排水処理施設の整備状況を見ながら必要に応じ設けるものとし、概ね5年ごとに、又は諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行い、変化する社会情勢に対応できる施策の展開を図ることとします。

第2節 基本目標

(1) 生活排水処理の目標

基本方針に掲げた理念、目標を達成するため、全ての生活排水が速やかに処理施設で処理される状態へ移行することを目的として、本村内の各地区の実情に対応し、下水道、合併処理浄化槽の整備を推進していくものとします。本計画での目標値を設定します。

項目	実績値 (令和2年度)	忍野村目標	
		中間目標年度 令和8年度	目標年度 令和13年度
生活排水処理率	59.1%	73.8%	79.6%
生活排水処理人口 (人)	5,730	7,240	7,895

忍野村一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和4年3月

編集・発行

忍野村役場 環境水道課

〒401-0592

山梨県南都留郡忍野村忍草 1514

TEL：0555-84-3111（代表）

FAX：0555-84-3717